

全建総連の労災上乗せ補償制度

あんぜん共済

労働災害総合保険(法定外補償)

A グループ 2025年7月1日 保険始期用

B グループ 2025年4月1日 保険始期用

ご負担しやすい保険料で大きな補償といっそうの安心を!

	<p>最高 2,500万円の 充実された補償!</p> <p>(基本補償Ⅰ型の場合)</p>	
<p>後遺障害の補償も 充実!</p> <p>(1級～10級まで補償)</p>		<p>職業性疾病も 対象!</p>
	<p>休業補償 3千円型の場合 日額 3,000円</p> <p>(休業4日目以降)</p>	

加入
特典

無料!

全建総連「あんぜん共済」加入者にすばらしい特典!!
健康・介護相談サービスのご案内

全建総連【あんぜん共済】にご加入のお客様およびご家族の方に、健康生活をバックアップするための健康・介護相談サービスが無料でご利用いただけます。



全国建設労働組合総連合



あんぜん共済は仲間に“より大きな”安心をお届けします

「あんぜん共済」は全建総連の組合員で政府労災保険に加入している全事業所、中小事業主、一人親方が加入できます。



あんぜん共済の特徴

1. 最高2,500万円の充実された補償（基本補償Ⅰ型の場合）

●死亡・後遺障害（1～3級）が最高2,500万円と、万一の際にも万全の金額です。

2. 予算で選べる4タイプ

●Ⅰ型からⅣ型まで4タイプをご用意しました。

3. 後遺障害10級までを補償

●多くの制度が7級までですが、当制度は10級までを補償します。

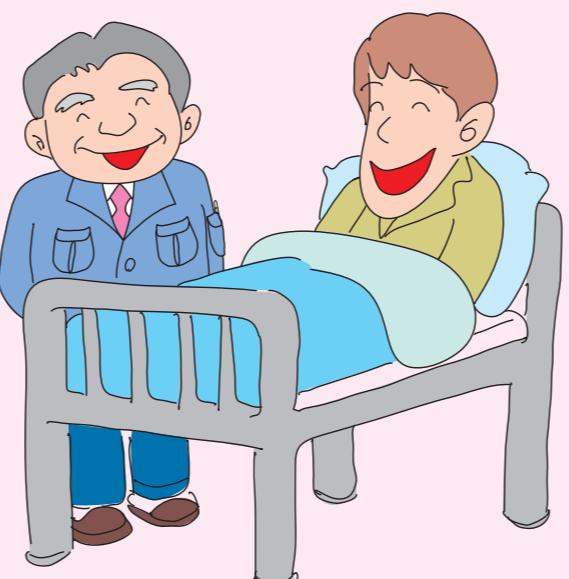
4. 休業補償もつけられます

●休業補償をつけることで1日あたり3,000円または2,000円を補償します。

5. 通勤災害も対象

●業務上災害・通勤災害のすべてが補償対象です。

※業種コードC1(第一種特別加入者(旅客・貨物運送事業))については、通勤災害は対象となりません。



6. 職業性疾病も対象（職業性疾病担保特約条項）

●業務上災害・通勤災害に加えて、職業性疾病も対象となる幅広い補償です。

注1 保険期間終了の日から3年経過後に、被用者またはその遺族により被保険者に対してなされた

損害賠償請求または補償金請求については、この特約条項の対象となります。

注2 アスベストに起因する職業性疾病による身体の障害については補償の対象となります。

7. 下請負人も含めることができます（下請負人担保特約条項 業種コード33・35・36・37・38の場合）

●下請負人の補償漏れを防ぐため、加入時に下請負人も含めて補償の対象とすることができます。
(下請負人担保の有無は、経営事項審査の評価の対象となります。)

【給付例：基本補償Ⅰ型+休業補償3千円型にご加入の場合】

業務上のケガ

電動工具を使用中、誤って左手を機械に触れて負傷し、
後遺障害10級・休業期間157日の場合

休業補償1日あたり3,000円の場合で4日目から…

給付額462,000円
(157日-3日)×3,000円

I型加入の場合で後遺障害10級…
給付額3,750,000円

給付額合計4,212,000円

例えば、一人親方が「政府労災保険」と「あんぜん共済」に加入した場合…

	政府労災保険	あんぜん共済	合計
加入内容	給付基礎日額 5,000円	基本補償Ⅳ型 休業補償3千円型	—
年間保険料	32,850円	12,720円	45,570円
給付額 (1日あたり)	4,000円 (休業補償給付3,000円) (休業特別支給金1,000円)	3,000円	7,000円

プラス12,720円で

1日あたり**3,000円の上乗せ休業補償**が受けられます！

●補償のタイプ

(1) 基本補償（業務上災害・通勤災害）

型	死亡 補償	後 遺 障 害 补 償							
		1～3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
I型	2,500万円	2,500万円	2,000万円	1,750万円	1,500万円	1,250万円	750万円	500万円	375万円
II型	2,000万円	2,000万円	1,600万円	1,400万円	1,200万円	1,000万円	600万円	400万円	300万円
III型	1,000万円	1,000万円	800万円	700万円	600万円	500万円	300万円	200万円	150万円
IV型	500万円	500万円	400万円	350万円	300万円	250万円	150万円	100万円	75万円

*法定外補償規定を定めている場合、その額を上回る型にご加入いただくことはできません。

(2) 休業補償 ~2種類の型から選択できます~

型	補償内容
3千円型	休業1日あたり 3,000円
2千円型	休業1日あたり 2,000円

ポイント! 4日目から

727日までの長期間の補償!

*休業補償は基本補償にセットで加入できます。

*1日目から3日目までは補償されません。

●年間保険料表

1名につき(3分割払の場合には1回分の保険料となります。)

(単位:円)								
業種 (コード) 型	第二種 特別加入者 <一人親方> C2	建築事業 既設建築物 設備工事業 35 38	舗装工事業 機械装置の組立又は据え付けの事業 33 36	その他の建設事業 37	その他の製造業 61	その他の各種事業 93 94 95		
I型	一時払 (3分割払)	24,460 (8,160)	45,470 (15,160)	56,590 (18,870)	57,960 (19,320)	69,830 (23,280)	22,410 (7,470)	7,110 (2,370)
II型	一時払 (3分割払)	19,570 (6,530)	36,370 (12,130)	45,270 (15,090)	46,370 (15,460)	55,860 (18,620)	17,940 (5,980)	5,690 (1,900)
III型	一時払 (3分割払)	9,780 (3,260)	18,190 (6,070)	22,640 (7,550)	23,180 (7,730)	27,930 (9,310)	8,970 (2,990)	2,840 (950)
IV型	一時払 (3分割払)	4,890 (1,630)	9,090 (3,030)	11,320 (3,780)	11,600 (3,870)	13,970 (4,660)	4,480 (1,500)	1,420 (480)
休業 補 償 3千円型	一時払 (3分割払)	7,830 (2,610)	14,590 (4,870)	14,670 (4,890)	10,190 (3,400)	17,210 (5,740)	3,360 (1,120)	1,800 (600)
休業 補 償 2千円型	一時払 (3分割払)	5,220 (1,740)	9,720 (3,240)	9,770 (3,260)	6,790 (2,270)	11,470 (3,830)	2,240 (750)	1,200 (400)

- ・保険期間は1年となります。
- ・「業種コード」は政府労災保険にあります4桁の数字の頭2桁になります。
- ・上記にない業種コードについては県連・組合または労働保険事務組合へお問い合わせください。
- ・中途加入される場合は上記保険料と異なりますので、月数に応じた保険料は県連・組合・労働保険事務組合へお問い合わせください。
- ・下請負人を補償対象にする場合には、別途県連・組合または労働保険事務組合へお問い合わせください。
- ・保険料計算例 III型に休業補償(3千円型)を一時払で加入した場合(業種コード35の場合)
32,780円(基本保険料18,190円+休業補償保険料14,590円) ×従業員数
- ・業種コードC1(第一種特別加入者(旅客・貨物運送事業))については、通勤災害は補償されません。

「あんぜん共済」労働災害総合保険 の内容

(法定外補償)

「あんぜん共済」は全建総連の組合員で政府労災保険に加入している全事業所、中小事業主、一人親方の方が政府労災保険にならったご加入をしていただけます。

~ご加入手続きは県連・組合または労働保険事務組合窓口でお願いします~

■対象となる災害

政府労災保険では「業務上災害」と「通勤災害」とともに保険給付の対象となっています。

あんぜん共済では「業務上災害」のほかに通勤災害(特約)も併せて対象としております。「業務上災害」「通勤災害」の認定および後遺障害等級、休業日数の認定については、政府労災保険の判定にしたがいます。(具体的には所轄の労働基準監督署長の認定によることとなります。)

また、「職業性疾病」については、「発病日」として認定された日が加入期間内の場合、お支払いの対象となります。)

詳細については、重要事項説明書の「契約概要のご説明」をご確認ください。

*事業種類コード「C1」(第一種特別加入者(旅客・貨物運送事業))の方については、通勤災害は、お支払いの対象となりません。

■お支払いする保険金

次の保険金をご契約の際に約定した保険金額の範囲内でお支払いします。

●死亡補償保険金

被災組合員が死亡された場合の遺族補償としてお支払いします。

●後遺障害補償保険金

被災された結果、被災組合員に後遺障害が残った場合にお支払いします。

●休業補償保険金(※休業補償をセットした場合)

被災された被災組合員が休業をしいられた場合に、休業の第4日目以降727日を限度としてお支払いします。

■対象とならない主な災害

政府労災保険の給付の対象とならない災害のほか、政府労災保険の給付対象となったとしても次のような場合には保険金をお支払いできません。

- ①保険契約者、被保険者または事業場責任者の故意による身体障害
- ②被災組合員の故意もしくは重大な過失のみにより

被災組合員本人が被った身体障害(過労自殺を除きます。)

③地震・噴火またはこれらによる津波による身体障害

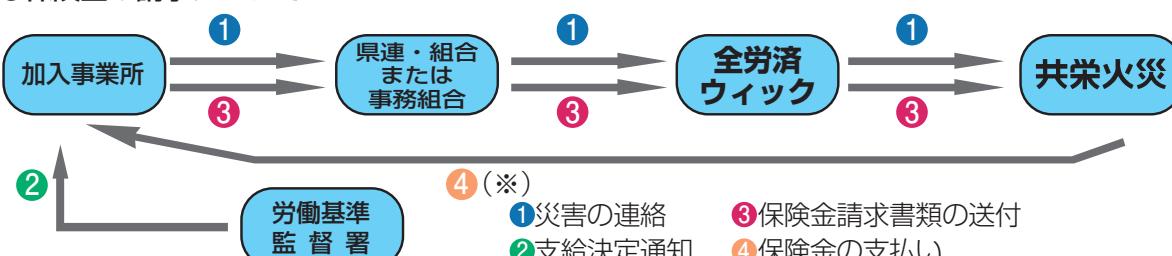
④戦争・変乱・暴動による身体障害

⑤下請負人およびその被用者の身体障害(下請負人担保特約を付帯することで補償します。)など

■災害が発生した場合

災害が発生した場合には、すみやかに発生の日時、場所、被災組合員の住所、氏名、被災の状況等を県連・組合または事務組合にご連絡ください。

●保険金の請求について



保険金の請求の際には、次の書類をご用意ください。

- ①政府労災保険の「給付請求書」(写) および「支給決定通知書」(写)
- ②保険金請求書(共栄火災所定用紙)
- ③その他共栄火災よりお願いする書類

■その他

【ご加入の際の注意】

ご加入の際には加入依頼書の記載内容に間違いかないか十分ご確認ください。

また、本パンフレット添付の重要事項説明書をご一読ください。

この保険契約は、全国建設労働組合総連合を保険契約者とし、その組合員を被保険者とする保険契約であり、共済ではありません。

【「あんぜん共済」に関するお問い合わせは、県連・組合または事務組合へ】

取扱代理店

くみん共済グループ(株)全労済ウィック

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-20-8 4階
TEL 03-5332-5347 FAX 03-3371-3321

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

団体組織開発部 営業課

〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

TEL 03-3504-2898

NS050700 (25.02) OT

24-2161

重要事項説明書

あんぜん共済（労働災害総合保険）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「重要事項説明書」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、「あんぜん共済パンフレット」（以下「パンフレット」といいます。）をご参照ください。また、ご不明な点については、全労済ウィックまたは共栄火災までお問い合わせください。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み

この制度は、全国建設労働組合総連合（以下「全建総連」といいます。）を保険契約者とし、全建総連組合員を保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）とする保険契約です。

(2) 商品の仕組み

この保険は、被保険者が独自の法定外補償を行うことによって被る損害を補償します。

(3) 補償内容

① 保険金をお支払いする場合

パンフレットをご参照ください。

② 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットをご参照ください。

(4) セットされる主な特約

○ 通勤災害担保特約条項（業種コードC1には付帯されません。）

業務上の事故のほか、通勤時（出退勤時）の事故により被用者が被った身体の障害も補償します。

○ 職業性疾病担保特約条項

職業性疾病による身体の障害を補償します。ただし、労災保険法等によって職業性疾病的発病日と認定された日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後に次の①・②のいずれかの請求がなされた場合は、その身体の障害について、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

① 被保険者に対する被用者またはその遺族からの法定外補償金または損害賠償の請求

② 労働基準監督署に対する被用者またはその遺族からの休業補償・障害補償・遺族補償の請求

（注1）「3年を経過」は、①・②の請求を通じて、労働基準監督署に対する被用者またはその遺族からの休業補償・障害補償・遺族補償の請求事由別に判定します。

（注2）「3年を経過」するまでに①・②の請求があった場合でも、「3年を経過」するまでに死亡または後遺障害が発生していない場合には、死亡または後遺障害にかかる保険金はお支払いできません。

（注3）「3年を経過」するまでに被保険者または労働基準監督署に対して、①・②の請求がなされたことを客観的に証明する書類がない場合は保険金をお支払いできません。

○ 石綿に起因する職業性疾病不担保特約条項

石綿（アスベスト）に起因する職業性疾病による身体の障害については保険金をお支払いできません。

(5) セットできる特約

○ 下請負人担保特約条項（業種コード33・35・36・37・38の場合のみ）

下請負人の方の補償漏れを防ぐため、加入時に下請負人も含めて補償の対象とすることができます。

(6) 保険期間（保険のご契約期間）

この保険の保険期間（保険のご契約期間）は、原則としてご契約の始期から1年間です。保険期間の中途中でご加入される場合の補償期間は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。

(7) 引受条件（ご契約金額等）

パンフレットでご確認ください。なお、パンフレットに記載の加入パターン以外をご希望される場合は、全労済ウィックまでご照会ください。

2. 保険料

パンフレットをご参照ください。

3. 保険料の払込方法について

パンフレットをご参照ください。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 脱退時の返れい金の有無

団体契約から脱退される場合は、各県連・組合または事務組合までご連絡ください。なお、脱退に際しては、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。詳しくは全労済ウィックまたは共栄火災までお問い合わせください。

注意喚起情報のご説明

1. クーリングオフ制度

お申込み後であってもお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができる制度がありますが、企業等をご契約者とするご契約はクーリングオフの対象とはなりません。ご加入の際は、ご契約内容を十分にご確認ください。

2. 告知義務・通知義務等

(1) ご加入における注意事項（加入依頼書の記載上の注意事項）

ご加入に際し、保険会社が重要な事項として告知を求める事項（以下、「告知事項」といいます。）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について、事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入依頼書の記載項目すべてが告知事項になります。

(2) ご加入後における留意事項

- ① ご加入後に告知事項に変更が生じた場合は、遅滞なくご通知いただく義務（通知義務）があります。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがありますので、すみやかに全労済ウィックまたは共栄火災までご通知ください。
- ② 事故が発生した場合は、すみやかにご案内に記載の連絡先までご連絡ください。

3. 保険責任の開始日時

保険責任は原則として保険期間の初日の午後4時に始まります。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

パンフレットの「対象とならない主な災害」をご参照ください。

5. 保険契約の無効・取消し

- (1)ご加入者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険に加入された場合は、ご契約は無効となります。この場合は、保険料は返還しません。
- (2)ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険に加入された場合は、ご契約の取消しをさせていただきます。この場合は、保険料は返還しません。

6. 重大事由による保険契約の解除

ご加入後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがあります。また、その場合には保険金もお支払いできません。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ④上記①～③のほか、ご加入者または被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

7. 脱退時の返れい金

団体契約から脱退される場合は、ご案内に記載の連絡先までご連絡ください。なお、脱退に際しては、脱退時の条件によって、既に払込みいただいた保険料の一部を返れい金としてお支払いする場合がございます。返れい金の額については全労済ウイックまたは共栄火災までお問い合わせください。

8. 万一事故が発生した場合には

- (1)事故が発生した場合は、保険金の請求書、損害の程度を証明する書類をご提出いただきます。また、必要に応じて、詳しい事故の原因・発生状況、保険契約の有効性等の確認のために必要な書類をご提出いただくことがあります。具体的な必要書類につきましては、保険金請求時にご案内いたします。
- (2)保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

10. 補償重複に関するご注意

お客様のご契約について、補償内容が同様のご契約（この保険以外のご契約にセットされる特約や共栄火災以外のご契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することができます。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますがないいずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約（補償）>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が生じる他の補償の例
労働災害総合保険	労働災害総合保険

ご加入内容の確認事項

～お申込みいただく前にご確認いただきたい事項～

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客様のご希望を満たした内容となっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが、重要事項説明書やパンフレットを参照しながら、以下の事項について再度ご確認のうえ、ご加入いただきますようお願いします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、各県連・組合または事務組合までお問い合わせください。

【ご確認いただきたい事項】

1. ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - 補償の種類（保険種類・補償する事故の範囲）
 - 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
 - 保険金額（ご契約金額・加入の型）
 - 保険期間（ご契約期間）
 - 保険料・お支払方法（払込方法）
2. 加入依頼書の記載内容に誤りがないかご確認ください。
3. 重要事項説明書の内容にご不明な点がないかご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お手続き、保険料のお見積もりは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら…

すみやかに下記までご連絡ください。

取扱代理店：株式会社全労済ウイック

03-5332-5347

<指定紛争解決機関>

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただき、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808(ナビダイヤル・通話料有料)

[受付時間] 平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

お客様に関する情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、所属団体が事務手続き等のために利用するほか、引受保険会社が引受の審査、本契約の履行、引受保険会社およびそのグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供のために利用することができます。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することができます。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ

(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

ご加入の前にこれらの個人情報の取扱いに同意のうえお申込みください。